

(昭和 50 年 6 月 21 日制定)  
(平成 9 年 1 月 25 日改定)  
(平成 21 年 1 月 24 日改定)  
(平成 22 年 1 月 30 日改定)  
(平成 24 年 1 月 28 日改定)  
(平成 25 年 2 月 15 日改訂)  
(平成 29 年 1 月 13 日改訂)  
(平成 30 年 1 月 27 日改訂案)

## 日本泌尿器科学会沖縄地方会 会 則

### 第 1 章 総則

第1条 本会は日本泌尿器科学会沖縄地方会と称する。

第2条 本会は事務局を琉球大学附属病院腎泌尿器科外科学教室におく。

第3条 本会は日本泌尿器科学会の沖縄地方部会として泌尿器科学、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 地方会（学術大会）の開催
- 2 名簿の発行
- 3 他学会との知識の交流：集談会、特別講演等

第5条 本会所属地域は、沖縄県、およびその隣接地域を主体とするが、遠隔地域の希望者も入会することができる。

### 第 2 章 会員

第6条 会員を個人会員および名誉会員の 2 種とする。個人会員は、医師で所定の会費を納入したもの。名誉会員は、定年退職または 65 歳を超えるものを幹事会により推薦し、本人の意向を確認の上、決定する。会費の納入は必要としない。

第7条 会員となるには、住所、氏名、生年月日、出身学校、卒業年度、所属、役職を記入し、会費を添えて事務局に申し込む。名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを必要とせず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第8条 下記事項に該当するものは、除名処分をすることがある。

- 1 会費 3 年連続未納者
- 2 本会員として義務に著しく反する行為があった時、または本会の名誉を傷つける行為のあった場合

第9条 本会を退会するときは、その旨幹事会の承認をうけるものとする。

第10条 国内外への留学の場合は、本人の申し出により休会処置とすることができる。その場合の年会費は免除する。

第11条 会費は、当分の間次のごとく定める。

- 1 個人会員 年間 5,000 円
- 2 名誉会員 会費の納入は必要としない

第12条 納入した会費は理由の如何に関わらず返却しない。

### 第 3 章 役員と会務

第13条 本会は役員を次のごとく定める。

- 1 会長 1 名、副会長 1 名、幹事 若干名
- 2 会長、副会長は、幹事の互選により選出する。任期は各々 2 年とし、再任は妨げない。
- 3 幹事は、会員の互選もしくは、推薦によるものとする。
- 4 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 会長は、本会を代表して、会務を統括処理する。会長に事故あるときは、副会長がこれを代行し、両者事故あるときは会長より委嘱された幹事がこれにあたる。
- 6 幹事会は複数の幹事の要請ある時、その必要に応じ会長が招集する。
- 7 幹事会は、会長の諮問に応じ会長、副会長の推薦、除名処分、学術大会などの重要事項について審議する。

第14条 幹事会は地方会総会（学術大会等）において次の報告を行い、出席の過半数の賛意を得なければならない。

- 1 年間事業計画および事業報告
- 2 収支予算および決算
- 3 幹事会が必要と認めた事項

第15条 本会の会計年度は 1 月 1 日より、同年の 12 月 31 日までとする。

第16条 財産は、元金保証のある郵便局または、銀行の預貯金等として事務局に保管する。

### 第 3 章 附則

第17条 本会則に定めない事項およびその他の細目は幹事会で定める。

第18条 本会則は、平成 22 年 1 月 30 日より発効する。

第19条 本会事務は、琉球大学附属病院腎泌尿器外科学教室でこれを取り扱う。